

北海道告示第 10410-8 号

北海道が平成28年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成28年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 2017年第8回アジア冬季競技大会を活用した北海道観光推進事業 2017年アジア冬季競技大会を活用し、ウィンタースポーツを介した冬季間の旅行需要の拡大と国内外からの観光客誘致を図るため、公益財団法人第8回札幌アジア冬季競技大会組織委員会の管理運営のうち、北海道観光の魅力ある情報発信及びおもてなしの事業に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人第8回札幌アジア冬季競技大会組織委員会</p>	<p>公益財団法人 第8回札幌アジア冬季競技大会組織委員会が行う2017年アジア冬季競技大会を活用して実施する北海道観光の魅力ある情報発信及びおもてなしのための次の事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事前誘客プロモーション事業 2 大会ホームページを活用した情報発信事業 3 映像等制作活用事業 4 大会観戦客等ホスピタリティ事業 	<p>2分の1以内 (1億5,000万円を限度とする。)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光局</p>		